

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第二百十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（令和四年度における恩給改定率） 第一条 令和四年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、〇・九八六とする。</p>	<p>（令和三年度における恩給改定率） 第一条 令和三年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、〇・九八六とする。</p>